



冷凍空調会報

No.168
2023.2

- 新年名刺交換会について
- 令和4年度冷凍空調高圧ガス保安大会



— 初午祭（霧島市・鹿児島神宮）—
(写真協力:公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

一般社団法人 鹿児島県冷凍空調工業保安協会

令和5年 新年名刺交換会



(鎌田会長 賀詞あいさつ)



(柴立顧問あいさつ)



(中元顧問あいさつ)

新春恒例の新年名刺交換会が、去る1月6日(金)、鹿児島サンロイヤルホテルで会員・賛助会員のみ約80人の参加のもと開催されました。

鎌田会長が賀詞を述べた後、「(一社)日本冷凍空調工業会が昨年11月末に発表した10月度の出荷統計によると、業務用パッケージエアコンが前年同月比6.4%の増、GHPは21.1%の増、家庭用ルームエアコンが2.4%の増となっており、業務用パッケージエアコンとGHPは3か月連続で、家庭用ルームエアコンは4か月連続でのプラスとなっており、これからも堅調に推移することを期待する。

また、国際的には昨年11月にエジプトで開催されたCOP27において、地球温暖化で引き起こされる『損失と被害』に対応するため、途上国支援の基金を創設することで合意したが、化石燃料の削減や気候変動に対するテーマについては、具体的な目標値の同意が得られず、難しい問題であることが改めてクローズアップされたが、ウクライナ情勢や新型コロナウイルスを念頭に『地政学的状況を理由に気候変動対策を後退させてはいけない。』との決意が強調された大会であった。

我々が従事する冷凍空調設備の代表的な冷媒であるフロン類は、高圧ガスであるとともに、地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスであり、『フロンガスを漏れない・漏らさない』ためにも、施工技術の向上・確保、メンテナンス技術の向上は、我々業界が一丸となって取り組むべき課題であり、

『2050年カーボンニュートラル』の実現に向けて社会的責任を果たすことで、業界の地位向上にもつながると考える。

当協会としては、今年も組織の充実強化はもとより、関係法令の周知・啓発、業務に関連する各種技術者や技能士育成のための講習会の実施、関係機関との連携などに努めていくこととしており、会員各位の支援・協力をお願いしたい。」と挨拶。

その後、協会顧問の柴立県議会議員、中元鹿児島市議会議員からそれぞれ挨拶をいただき、伊地知鹿児島県空調設備工業会会長の新年にふさわしい元気な音頭で乾杯。

参加者の皆さんは、和やかな雰囲気の中で、新年の決意も新たに今年の展望や抱負を語り合い、最後に肱元青年部会長・鹿児島県冷凍設備工業会会長の一本締めで、今年一年のいやさかを願い会を閉じました。



令和4年度

冷凍空調高圧ガス保安大会



令和4年度の冷凍空調高圧ガス保安大会が昨年10月29日(土)、鹿児島市のポリテクセンター鹿児島で、会員約35名の参加のもとに開催されました。

冒頭、鎌田会長が、「令和3年の高圧ガス関係事故年報によると、全事故件数が492件で、対前年比で7.4%増加し、冷凍保安規則に係る事故件数が252件で、全事故件数の中で最も多い51%を占めている。

この冷凍保安規則に係る事故件数252件のうち、フルオロカーボンに係る事故が228件、アンモニア21件、炭酸ガス2件、ヘリウムが1件発生した。

事象別にみると、252件全てが漏えい事故で、腐食や疲労による機器・配管等の本体からの噴出・漏えいが188件、締結部や可動シール部からの噴出・漏えいが32件、外部衝撃等その他による事故が32件となっている。

その原因のほとんどは、腐食管理の不良や誤操作、検査管理の不良によるものである。

このため、高圧ガスの一層の保安の確保や事故の防止に、万全を期することはもとより、近年、地球温暖化の影響とみられる大規模な風水害が全国各地で相次いでいるが、代表的な冷媒であるフロン類は、地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスでもあることから、更なる冷凍空調設備工事の施工品質の向上・確保に向けて、冷凍空調設備業界が一丸となって、取り組まなければならないと考えている。

そのため、技術・施工能力の向上、安全対策に

は今まで以上に、積極的に取り組んでいただくとともに、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法など、関係法令の遵守、従業員に対する教育訓練の実施や定期的な自主点検の徹底など、自主保安体制の充実に努めていただきたい。」と挨拶。

続いて、特別功労者(社)及び優良従業者の表彰のあと、県消防保安課の野村主事から高圧ガス保安法関係の講話(製造施設等の変更許可や届出の流れなど)、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課の松崎主事から、「かごしまの魅力再発見」のテーマで講演が行われました。



表彰

(敬称略)

👑 特別功労者(社)表彰

小田 信夫 (セイコー工業(株))
 (株)岩崎電設
 共栄開発工業(株)
 (有)中森冷熱サービス

👑 優良従業者表彰

上加世田 貴志 (株)中釜電設
 柏原 康佑 (株)アリマコーポレーション
 久保 貴則 (株)九州日立鹿児島支社
 永吉 潤次 大成空調(株)



第3回フロン会及び青年部会合同チャリティゴルフコンペを開催

ゴルフ競技会を通じて、会員相互の更なる親睦・交流を図ることを目的に、令和2年2月に「フロン会」（会長：鎌田正司 現在の会員数：41社）が発足したところですが、今回は青年部会との合同で「チャリティゴルフコンペ」が下記の通り開催されました。

日 時：令和4年11月4日（金）

場 所：島津ゴルフ倶楽部

参加者：35名

（フロン会会員22名、青年部会会員13名）

今回のチャリティコンペは、ダブルペリア方式（同ネットの場合は年齢順）で開催され、未だ終息しないコロナ禍を意識して、それぞれが左右に打ち分けるなど、ソーシャルディスタンスの確保を

心がけ、肌寒い秋晴れのもと、和やかに腕を競い合いました。

今大会の優勝者は、(有)太陽冷熱の中村信吾様、準優勝は南国殖産株の濱田洋一様、第3位が南菱冷熱工業株の富田純行様で、当日の実力No.1ベストグロス賞も(有)太陽冷熱の中村信吾様でした。

なお、参加された方々からのチャリティ額68,000円は、11月21日にフロン会会長の鎌田正司様と青年部会会長の朧元格様から、社会福祉法人鹿児島県共同募金会会長の布袋嘉之様に寄附されました。

なお、フロン会への加入は随時受け付けておりますので、加入を希望される方は、事務局までお気軽にお電話ください。



フロン回収時の「確認証明書」は、どんな場合に交付するの？

2020年4月から改正施行された「フロン排出抑制法」では、第一種特定製品の廃棄等実施者（管理者）はフロン類の回収が証明できない機器は引き取ってもらえず、また、引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者）はフロン類の回収が確認できない機器の引取りが禁止されました。すなわち、フロン類を回収した証明書がなければ機器の廃棄ができなくなりました。

通常は行程管理制度に則ってフロン類の回収依頼、引取証明書受領という手順を踏みますが、回収依頼をするまでもなく、フロン類が入っていないことが明らかな機器を廃棄する場合は、特別な方法として「**確認証明書**」という仕組みが導入されました。

【第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き～第3版（令和3年4月）P59】 抜粋

(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し

【解説】 第一種特定製品の廃棄等を実施する管理者は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを建物解体業者等に委託する必要がある。

なお、第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合には、第一種フロン類充填回収業者による、当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を受ける必要がある。つまり、廃棄等を行おうとする第一種特定製品について、フロン類が充填されていないことを第一種特定製品廃棄等実施者（ユーザー）が自ら判断することは認められていない。

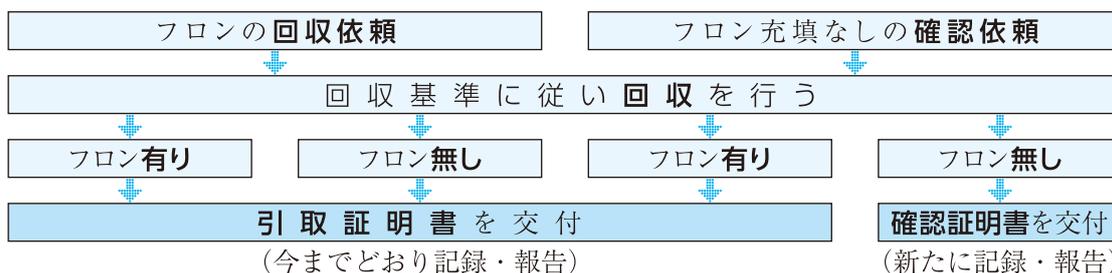
【フロン排出抑制法Q&A（第6版）】 抜粋

Q167 法第41条の「フロン類が充填されていないことの確認」はどのような場合に依頼すればよいのか、機器の廃棄に際して、回収の依頼とどちらを選択すればよいのか。

Ans 基本的には、回収依頼書又は委託確認書により、フロン類の回収を行ってください。法第41条に基づく「フロン類が充填されていないことの確認」は、例えば、不法投棄から相当の年月が経過し風化が進んだ機器を地方公共団体等が大量に処理するなど、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない場合や、機器整備に際してフロン類を回収し、その後充填することなく機器を廃棄することとした場合など、フロン類が充填されていないことが明らかな場合といった、**例外的なケースにおいて用いることを想定しています。**

ただし、外形的にフロン類が充填されていないと思われても、確認を行った結果フロン類が回収されるといったことも十分に想定されるので、基本的には回収依頼等を行っていただくことが適切と考えられます。

具体的には「引取証明書」・「確認証明書」のどちらを発行するのか？



【注】 ①引取証明書は、行程管理票ですので「フロン回収依頼」があった場合に交付し、**フロン有無に拘わらず**、フロン回収依頼があって回収行為をした場合に交付します。
(回収量がゼロの場合、ゼロと記入して**引取証明書**を交付する)

②「フロン充填なしの確認依頼」を求められた場合で、フロンが入っていなかった場合は「**確認証明書**」を交付するが、もしフロンがあった場合は、あらためて管理者に「回収依頼書」の交付をお願いすること。

【参考】 「環境省 フロン排出抑制法 ポータルサイト」に、フロン排出抑制法の概要や「運用の手引き」・「Q&A」などが掲載されています。

会社紹介

十字工業 株式会社

【会社概要】

代表取締役：隈元 庸介
 事業所：〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目14番1号
 電話：099-254-4667
 F A X：099-256-1502
 E-mail：setubi@jyumonji.co.jp
 事業内容：給排水衛生設備工事 冷暖房設備工事
 登録資格：建設業許可 管工事業 鹿児島県知事許可（特-2）第4259号（管）
 第一種フロン類充填回収業 知事登録番号 46-1-752

当社は、働く社員の健康安全を第一に考え、社員やその家族の幸せを願い、持てる技術を活かして地域社会に貢献し、顧客に信頼される企業を目指します。

会社紹介

株式会社 永留電気工業

【会社概要】

代表取締役：永留 博文
 事業所：〒895-0055 薩摩川内市西開聞町17-4
 電話：0996-22-3967
 F A X：0996-23-5738
 U R L：http://nagatome-denki.com
 事業内容：空調設備工事 電気設備工事 電気通信設備工事 消防設備工事
 登録資格：建設業許可 鹿児島県知事許可（特・般-2）第6887号
 （特定）電気工事業
 （一般）管工事業 電気通信工事業 消防施設工事業 機械器具設置工事業
 第一種フロン類充填回収業 知事登録番号 46-1-647

創業70周年



地域密着・社会貢献をモットーに社員一人一人が安全意識を持ち、最良の品質・安全で環境にやさしい施工を心がけています。新しい技術を積極的に取り入れ、地域社会に貢献します。

会 員 情 報

●代表者が変わりました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
ライフエンジニアリング(株)	(新) 大園 清仁 (旧) 持留 雄一郎	〒892-0848 鹿児島市平之町9-10	099-219-5515

●事務所を移転しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L ・ F A X
(有)田中冷凍設備	田中 裕一	〒890-0073 鹿児島市宇宿7丁目1番1号	TEL 099-201-5901 FAX 099-201-5902

*会員の皆様には、代表者や住所、社名等に変更があった際は、事務局までお知らせくださるようお願いします。

改正フロン法で初逮捕

東京・町田の金属買取業者

警視庁

引き渡し側も交付違反等で書類送検

みだり大気放出や引取証明書等の不確認で

警視庁は7日、改正フロン排出抑制法違反の容疑で、金属買取業者A（仮名。東京都町田市）の代表取締役ら4名を逮捕した。4名は、引取証明書等でフロン類が充填されていないことを確認せずに業務用エアコンの引き取りを行い、これを重機で破壊してフロン類を大気中にみだりに放出した疑い。同法違反での逮捕は初と見られる。Aの代表取締役は、二度にわたり引取証明書を確認せずに業務用エアコンを引き取った疑いが持たれている。以前より東京都はAを指導していた。また、機器を引き渡した側についても、引取証明書の写しを交付せずに引き渡した疑い等により、4名を書類送検している。

今年3月に、金属買取業者Aに業務用エアコンを引き渡した別の金属買取業者B（仮名。東京都昭島市）の代表取締役ら2名も、引取証明書の写しを回付しなかった疑い

で書類送検されている。法人としてのA、Bも書類送検された。また今年4月に、自営業の被疑者が、第一種フロン類充填回収業者でない会社員の被疑者に業務用エアコンを引渡したため、この会

社員の被疑者も、引取証明書等で確認せずに業務用エアコンに充填されていたフロン類を受け取り、引取証明書の写しを回付せずに第一種フロン類充填回収業者でないAに引き渡した疑いで書類送検された。Aはこの業務用エアコンを破壊し、フロン類をみだり放出した疑い。

今回の事件でAの代表取締役らは、フロン類のみだり放出により1年以下の懲役または50万円以下の罰金と共に、引取証明書等で確認せずに機器を引き取ったため50万円以下の罰金も課せられる。またBとその代表取締役らは引取証明書の写しの不回付で30万円以下の罰金となる。

自営業の被疑者には、フロン類充填回収業者以外に機器を引き渡したため50万円以下の罰金と、引取証明書の不交付による30万円以下の罰金、また会社員の被疑者には、引取証明書等で確認せずに機器を引き取ったため50万円以下の罰金と、引取証明書の写しの不回付により30万円以下の罰金が課せられる。

一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会（日設連）の白田良幸・専務理事の話「今回の事案は、誠に遺憾。この報道により、多くの方にフロン法が周知・認識されたと思う。行政が取り締まりを強化することで、フロン対策の意識がさらに高まることを期待する」

令和4年11月23日（水）
空調タイムス 連載記事

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります



事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります



（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります！

令和5年**10月1日**
着工の工事から！！

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

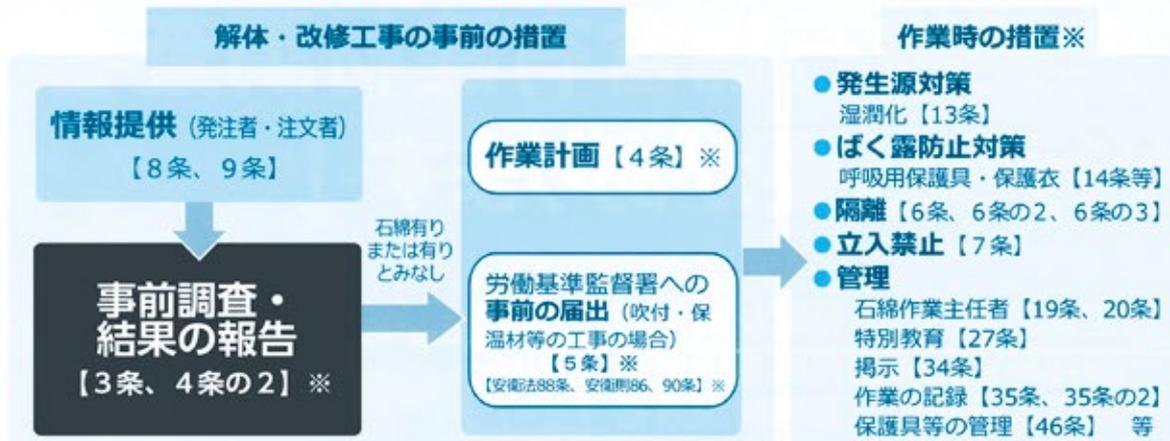
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

GビスIDについて

GビスIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。



冷媒フロン類取扱技術者の更新講習等について

平成27年4月に施行された「フロン排出抑制法」を受けて、業務用冷凍空調機器の冷媒の充填・回収及び点検について、「十分な知見を有する者」として、平成26年度から第一種及び第二種の「冷媒フロン類取扱技術者」の養成に努めてまいりました。

この冷媒フロン類取扱技術者資格の有効期限は5年間のため、更新手続きを行わないと失効することから、当該技術者として皆様に資格を継続していただくため、当保安協会でも平成30年度から「更新講習会」を実施しております。

特に、昨年12月までは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、更新講習会を受講せずに、特別措置にて技術者証の更新が認められていましたが、今後は、講習会を実施する形式で開催を予定しておりますので、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

なお、この「更新講習」は有効期限到来の1年前及び有効期限が切れてから1年未満の方が受講できます。

また、新たに当該技術者の資格取得を目指す方々のため「冷媒フロン類取扱技術者講習会（第一・二種）」も、引き続き開催を予定しておりますので、こちらも日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。



(第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会)

【令和4年10月17日(月)】



冷凍空気調和機器施工技能士検定試験 学科試験準備講習会

～国家資格の技能士を目指して～

- ◇ 学科講習日 令和4年12月3・4日
- ◇ 場 所 ポリテクセンター鹿児島
- ◇ 受 講 者 1級 1名 2級 3名

今回の学科試験準備講習会には計4名が参加し、全員が検定試験合格に向けて、熱心に受講していました。



【令和5年1月8日(日) 実技検定試験の様子】

なお、本番の検定試験は、実技が1月8日(奄美1月24日)、学科が1月29日に実施され、合格発表は3月10日の予定です。

また、実技検定のための受検準備講習会は、ポリテクセンター鹿児島様の主催で、昨年11月19・20日の2日間実施され、12名が受講しました。

発行日 令和5年2月8日発行

発行所 〒890-0064

鹿児島市鴨池新町6番6号

(一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会

TEL (099) 254-3948

FAX (099) 258-4839

E-mail krac@arion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

<http://kagoshima-reiku.com/>